



問 お役所言葉の改善について、津市の今後の対応を問う

堅苦しく分かりにくい「お役所言葉」を見直す動きが全国の自治体で広がっている。読み手の立場に立って、やさしく、分かりやすくするべきだ。

例えば、「可及的速やかに」を「できるだけ早く」、「デジタルディバイド」を「情報格差」など、多くの言い換え、注釈付与などが考えられる。

津市も市民が必要とする情報を分かりやすい言葉などに改めていく考えはあるのか。

答 市民の立場に立ち、分かりやすい言葉で表現していく

津市職員行動規範に、常に市民を思いやり、市民に寄り添い、市民の立場に立って行動することを掲げている。全職員がこの理念を堅持し、市民が必要とする情報などについては、相手の立場に立って分かりやすい言葉や表現で伝え、時には行動を促すように対応していくなど、市民の市政に対する理解を深め、市としての説明責任をしっかりと果たすよう取り組んでいく。

一方で、法律や条例などの特有の表現をすべきものや場面があるため、目的や状況に応じて適切な表現方法を選択していく必要がある。今後も臨機応変に対応していく。

その他の質疑・質問

- 大規模災害時の受援について
- 経営品質の視点を取り入れた職員研修について
- 建設キャリアアップシステムについて
- 自転車の事故対策について
- 孤独・孤立対策について
- 建設発生土の処分地埋立てについて
- 水道整備・管理行政の省庁移管について

建設キャリアアップシステムの更なる普及・活用促進を



「OCUSのHPより転載」



問 性犯罪につながるような行為の制止が差別にならないか

本年6月に、女装した男性が市内の公衆浴場の女性用浴場へ侵入した事件が発生したが、このような事件は、LGBTQに対する理解どころか、批判が助長される危険性がある。全ての人が安心して社会生活を送ることができなければならない。

例えば、女性用トイレに侵入した自称女性の男性を、別の女性が制止した場合、女性側が差別をしたと訴えられるようなことはないか。

答 犯罪であれば、人権の枠組みで議論することではない

自己の性的欲求を満たす目的で、男性が女性を自称し、女性用の浴場やトイレに侵入することは犯罪であり、人権の枠組みで議論することではない。

なお、6月に国会で成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBTなど性的少数者への理解増進法は、性の多様性について理解を深め、偏見や差別をなくすことを目的としており、人々の行動を制限したり、新たな権利を加えたりするものではない。

その他の質疑・質問

- 津駅周辺道路空間整備広域ネットワーク構築事業について
- 白塚地区放課後児童クラブ整備事業について
- 水道事業について
- 老朽化した水道管への対応状況は
- 漏水調査の方法について
- マイナンバーカードについて

など

「LGBTQ」は代表的な性的マイノリティの頭文字をとったもの

